



2022年2月25日

各 位

会 社 名 リリカラ株式会社
代 表 者 名 代表取締役専務執行役員社長代行 今福 宏
(コード番号9827)
問 合 せ 先
役職・氏名 執行役員経理部長 松浦 寛
電 話 03-3366-7845

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月25日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を2022年3月30日に開催を予定している、当社第81回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることができるようになることから、変更案第16条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条(参考書類等のインターネット開示)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は所定の期日をもって削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所です。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(参考書類等のインターネット開示)</p> <p><u>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p><新設></p> <p>附 則</p> <p><新設></p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p><削除></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>附 則</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p><u>第 3 条 現行定款第 16 条 (参考書類等のインターネット開示) の削除および変更定款第 16 条 (電子提供措置等) の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 16 条 (参考書類等のインターネット開示) は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本条の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

2022 年 3 月 30 日 (予定)

定款変更の効力発生日

2022 年 3 月 30 日 (予定)

以 上